

# 令和7年6月成田市議会定例会議案資料

## (改正する条例の新旧対照表)

1. 改正がある部分の属する条のみを表示することとし、改正を要する条の中に改正を要しない項、号等がある場合は、それらの項、号等の規定部分を「略」と表示する。
2. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄にも下線が付されている部分がある場合は、現行の欄の下線が付されている部分を改正案の欄の下線が付されている部分に改める。
3. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されていない場合は、現行の欄の下線が付されている部分を削る。
4. 現行の欄に下線が付されていない部分がなく、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されている部分がある場合は、改正案の欄の下線が付されている部分を加える。

議案番号	改正する条例の名称	頁
3	・成田市職員の育児休業等に関する条例	3
	・成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	6
	・成田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例	6
4	・非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例	8
5	・成田市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例	10
6	・成田市税賦課徴収条例	10
7	・成田市地区運動施設の設置及び管理に関する条例	17
8	・成田市都市公園条例	19

○議案第3号資料

・成田市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第10条第1項及び第2項、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項及び第2項</u>の規定により、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 勤務時間条例に基づき休暇(勤務時間条例第14条の規定により規則で定める育児に係る特別休暇に限る。)を与えられている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該休暇の時間を減じた時間を超えない範</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第10条第1項及び第2項、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u>の規定により、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。)</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第20条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。))の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 勤務時間条例に基づき休暇(勤務時間条例第14条の規定により規則で定める育児に係る特別休暇に限る。)を与えられている職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該休暇の時間を減じた時間を超えな</p>

現行	改正案
<p>圈内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内)行うものとする。</p>	<p>い範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内)行うものとする。</p> <p>(第2号部分休業の承認)</p> <p>第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</p> <p>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数</p> <p>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数</p> <p>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</p> <p>第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)</p> <p>第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲</p>

現行	改正案
<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第21条 職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下この条において「会計年度任用短時間勤務職員」という。)を除く。)が<u>部分休業の承認</u>を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第22条 <u>第13条の規定は、部分休業の承認の取消しについて準用する。</u></p>	<p><u>げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u></p> <p>(1) <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u></p> <p>(2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u></p> <p>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</p> <p><u>第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u></p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第21条 職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下この条において「会計年度任用短時間勤務職員」という。)を除く。)が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(以下「部分休業」という。)</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第22条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u></p>

・成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(給与の減額)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 職員が介護休暇、組合休暇、部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)</u>を勤務しないことをいう。)又は修学部分休業(当該職員が教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部(当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に2分の1を乗じて得た時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 略</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 職員が介護休暇、組合休暇、部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>を勤務しないことをいう。)又は修学部分休業(当該職員が教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部(当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に2分の1を乗じて得た時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 略</p>

・成田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、二親等以内の親族その他規則で定める者(第18条の2第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、二親等以内の親族その他規則で定める者(第18条の3第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>

現行	改正案
2・3 略	<p>2・3 略</p> <p>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</p> <p><u>第18条の2 任命権者は、成田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第21号)第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>成田市職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p>

現行	改正案
<p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第18条の2</u> 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等(会計年度任用職員にあつては、任命権者が定める者)が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告</u>、<u>請求又は申出</u>(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p><u>第18条の3</u> 略</p>	<p><u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>3 任命権者は、<u>第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u></p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第18条の3</u> 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等(会計年度任用職員にあつては、任命権者が定める者)が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p><u>第18条の4</u> 略</p>

○議案第4号資料

・非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行	改正案
別表第1	別表第1

現行			改正案		
区分	種別	報酬額	区分	種別	報酬額
略			略		
選挙長	1回	<u>10,800円</u>	選挙長	1回	<u>12,200円</u>
投票所の投票管理者	日額	<u>12,800円</u>	投票所の投票管理者	日額	<u>14,500円</u>
期日前投票所の投票管理者	日額	<u>11,300円</u>	期日前投票所の投票管理者	日額	<u>12,800円</u>
開票管理者	1回	<u>10,800円</u>	開票管理者	1回	<u>12,200円</u>
投票所の投票立会人	日額	<u>10,900円</u> (立会時間内に交替する 場合にあっては、 <u>10,900円</u> 以内で市長が 定める額)	投票所の投票立会人	日額	<u>12,400円</u> (立会時間内に交替する 場合にあっては、 <u>12,400円</u> 以内で市長が 定める額)
期日前投票所の投票立会人	日額	<u>9,600円</u> (立会時間内に交替する 場合にあっては、 <u>9,600</u> <u>円</u> 以内で市長が定める 額)	期日前投票所の投票立会人	日額	<u>10,900円</u> (立会時間内に交替する 場合にあっては、 <u>10,900円</u> 以内で市長が 定める額)
不在者投票に係る投票立会人	日額	<u>10,900円</u> 以内で市長が	不在者投票に係る投票立会人	日額	<u>12,400円</u> 以内で市長が

現行			改正案		
		定める額			定める額
開票立会人	1回	8,900円	開票立会人	1回	10,100円
選挙立会人			選挙立会人		
略			略		

○議案第5号資料

・成田市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(調査等の対象となる法人)</p> <p>第2条 令第152条第1項第3号に規定する条例で定める法人は、<u>次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>公益財団法人印旛郡市文化財センター(昭和59年10月1日に財団法人印旛郡市文化財センターという名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p>(2) <u>株式会社成田香取エネルギー</u></p>	<p>(調査等の対象となる法人)</p> <p>第2条 令第152条第1項第3号に規定する条例で定める法人は、<u>株式会社成田香取エネルギー</u>とする。</p>

○議案第6号資料

・成田市税賦課徴収条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(公示送達)</p> <p>第17条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>成田市公告式条例(昭和29年条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</u></p>	<p>(公示送達)</p> <p>第17条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u>を地方税法施行規則(昭和29年総</p>

現行	改正案
<p>(納税証明事項)</p> <p>第17条の3 <u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の9第2号に規定する事項は、<u>道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u></p> <p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、<u>配偶者特別控除額又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(寄附金税額控除)</p>	<p><u>理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、<u>公示事項が記載された書面を成田市公告式条例(昭和29年条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第17条の3 施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、<u>道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u></p> <p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、<u>配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(寄附金税額控除)</p>

現行	改正案
<p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(規則で定めるものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u></p> <p>(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、</p>	<p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金(規則で定めるものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u></p> <p>(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、</p>

現行	改正案
<p>勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(第4項において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。</p> <p>2～9 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 扶養親族の氏名</p> <p>(4) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p>	<p>勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、<u>法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。))</u>(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(第4項において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。</p> <p>2～9 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(4) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p>

現行	改正案
<p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 扶養親族の氏名</p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>附 則</p> <p>(<u>公益法人等に係る市民税の課税の特例</u>)</p>	<p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)<u>若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)</u>を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名</p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>附 則</p>

現行	改正案
<p>第4条の2 当分の間、<u>租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)<u>を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)</u>に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</p>	<p>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</p> <p>第16条の2の2 <u>令和8年4月1日以後に第79条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)</u>が行われた加熱式たばこ(第79条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第80条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)<u>に係る第81条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第79条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)</u>の本数によるものとする。</p> <p>(1) <u>葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)</u>を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。)<u>当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この</u></p>

現行	改正案
	<p>項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法</p> <p>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</p> <p>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第80条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</p> <p>(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第80条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の</p>

現行	改正案
	規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

○議案第7号資料

・成田市地区運動施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行				改正案			
(名称及び位置)				(名称及び位置)			
第2条 略				第2条 略			
名称		位置		名称		位置	
略				略			
成田市高岡運動施設		成田市大和田151番地		成田市高岡運動施設		成田市大和田151番地	
成田市大須賀運動施設		成田市伊能547番地					
成田市前林運動施設		成田市前林430番地					
(開館時間等)				(開館時間等)			
第3条 略				第3条 略			
施設		開館時間及び開場時間		施設		開館時間及び開場時間	
略				略			
成田市高岡運動施設	高岡体育館	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時まで	成田市高岡運動施設	高岡体育館	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時まで
	高岡運動場	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後1時まで		高岡運動場	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後1時まで

現行				改正案			
		で	まで及び午後1時から午後5時まで			で	まで及び午後1時から午後5時まで
成田市大須賀運動施設	大須賀体育館	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時まで				
	大須賀運動場	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後1時まで及び午後1時から午後5時まで				
成田市前林運動施設	前林体育館	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時まで				
	前林運動場	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後1時まで及び午後1時から午後5時まで				
<p>2 略 (使用料)</p> <p>第10条 滑河体育館、高岡体育館、大須賀体育館及び前林体育館の使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 高岡運動場、大須賀運動場及び前林運動場の使用料は、無料とする。</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p>				<p>2 略 (使用料)</p> <p>第10条 滑河体育館及び高岡体育館の使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 高岡運動場の使用料は、無料とする。</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p>			

現行	改正案
<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は，平成21年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 本市に住所を有する者が大須賀体育館及び前林体育館を使用する場合には，第10条第1項の規定にかかわらず，当分の間，使用料を無料とする。</p> <p>別表</p> <p>滑河体育館，高岡体育館，大須賀体育館及び前林体育館の使用料</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>この条例は，平成21年4月1日から施行する。</p> <p>別表</p> <p>滑河体育館及び高岡体育館の使用料</p> <p>(1)・(2) 略</p>

○議案第8号資料

・成田市都市公園条例新旧対照表

現行	改正案																								
<p>別表第4</p> <p>その1～その4 略</p> <p>その5 街区公園</p> <table border="1" data-bbox="170 1070 1111 1358"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>かみだい街区公園</td> <td>成田市土屋1,997番地</td> </tr> <tr> <td>ほうめ街区公園</td> <td>成田市寺台474番地32</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>大久保台街区公園</td> <td>成田市並木町221番地637</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		かみだい街区公園	成田市土屋1,997番地	ほうめ街区公園	成田市寺台474番地32	略		大久保台街区公園	成田市並木町221番地637	<p>別表第4</p> <p>その1～その4 略</p> <p>その5 街区公園</p> <table border="1" data-bbox="1144 1070 2085 1358"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>かみだい街区公園</td> <td>成田市土屋1,997番地</td> </tr> <tr> <td>ほうめ第二街区公園</td> <td>成田市寺台461番地51</td> </tr> <tr> <td>ほうめ街区公園</td> <td>成田市寺台474番地32</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		かみだい街区公園	成田市土屋1,997番地	ほうめ第二街区公園	成田市寺台461番地51	ほうめ街区公園	成田市寺台474番地32	略	
名称	位置																								
略																									
かみだい街区公園	成田市土屋1,997番地																								
ほうめ街区公園	成田市寺台474番地32																								
略																									
大久保台街区公園	成田市並木町221番地637																								
名称	位置																								
略																									
かみだい街区公園	成田市土屋1,997番地																								
ほうめ第二街区公園	成田市寺台461番地51																								
ほうめ街区公園	成田市寺台474番地32																								
略																									

現行		改正案	
さぎ山第三街区公園	成田市宗吾4丁目6番地11	大久保台街区公園	成田市並木町221番地637
略		大久保台第三街区公園	成田市並木町221番地745
御所の内第二街区公園	成田市東和田523番地18	きららのもり第一街区公園	成田市飯仲387番地32
畑ヶ田街区公園	成田市畑ヶ田873番地	きららのもり第二街区公園	成田市飯仲387番地33
ひがしどおり街区公園	成田市大清水223番地65	さぎ山第三街区公園	成田市宗吾4丁目6番地11
略		略	
なかまち街区公園	成田市本三里塚239番地5	御所の内第二街区公園	成田市東和田523番地18
本城馬場第一街区公園	成田市本城14番地41	そうこう街区公園	成田市東和田750番地7
略		畑ヶ田街区公園	成田市畑ヶ田873番地
小牧第二街区公園	成田市本城32番地160	ひがしどおり第二街区公園	成田市大清水217番地26
長原第一街区公園	成田市本城103番地2	ひがしどおり街区公園	成田市大清水223番地65
略		略	
まきばのさと街区公園	成田市西三里塚250番地12	なかまち街区公園	成田市本三里塚239番地5
御所の内街区公園	成田市御所の内10番地	なかまち第二街区公園	成田市本三里塚239番地32
略		本町街区公園	成田市本三里塚1,001番地1,353
		本城馬場第一街区公園	成田市本城14番地41
		略	
		小牧第二街区公園	成田市本城32番地160
		小牧第四街区公園	成田市本城42番地120
		小牧第三街区公園	成田市本城66番地30

現行	改正案	
	長原第一街区公園	成田市本城103番地2
	略	
	まきばのさと街区公園	成田市西三里塚250番地12
	西三里塚第五街区公園	成田市西三里塚256番地24
	御所の内街区公園	成田市御所の内10番地
	略	